

令和 8 年熊本地震により被災された契約医療機関の皆さまへ 長期運転資金特別貸付のお知らせ

令和 8 年 7 月に発生した熊本地震により被災された地域の皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

(公財) 労災保険情報センターでは、熊本県内に所在し、令和 8 年熊本地震により被災された契約医療機関の皆さまを対象に、事業の復旧・復興のための「長期運転資金特別貸付」を実施することにしましたので、お知らせいたします。

◆ 長期運転資金特別貸付の概要

- ・ 返済期間は 7 年以内
- ・ 最長 2 年間の据置期間（返済期間に含む。）
- ・ 据置期間中は無利子

1 貸付対象者

令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法適用市町村（10 市 10 町 1 村）に所在し、熊本地震により建物・設備等に被害を受けた医療機関で、労災診療補償保険支援（互助）契約締結後 1 年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。なお、令和 8 年 10 月 1 日現在、当センターからの長期運転資金貸付金の借入残金のない医療機関とします。（詳細についてのお問い合わせは 4 頁 [お問い合わせ先] をご覧ください。）

また、診療を中止している場合は、再開を予定している医療機関を対象とします。

2 資金の使途

事業の復旧・復興のための資金としてご利用ください。

3 借入申込期間

令和 8 年 9 月 2 8 日（月）から同年 10 月 2 3 日（金）

4 申込方法

同封の「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入・捺印のうえ、別紙の「被災状況」（コピー使用）（1 被災状況欄は罹災証明書（写）の貼付でも可）とあわせて、下記の提出書類とともに、RIC 労災医療部へ郵送にてお申し込みください。（記入後の申込書はコピーをとり、控えとしてお持ちください。）

[提出書類]

下記のいずれかによりご提出ください。（郵送先は 4 頁 [お問い合わせ先] をご覧ください。）

(1) 法人の場合

- ① 直近 2 期分[※]の決算書（写）
- ② 納税証明書（その 3 の 3）

※ 直近 2 期分とは、令和 8 年 7 月 1 日までに決算を迎えた直近 2 期分を指します。

(2) 個人事業主（青色申告）の場合

- ① 直近 2 期分の確定申告書（写）と青色申告決算書（写）
- ② 納税証明書（その 3 の 2）

(3) 個人事業主（白色申告）の場合

- ① 直近 2 期分の確定申告書（写）と収支内訳書（写）
- ② 納税証明書（その 3 の 2）

〈注〉納税証明書は発行後 3 か月以内のもの。

〈注〉決算を 1 期しか終えていない場合は、1 期分で結構です。

〔ご提出いただいた書類は、貸付の結果にかかわらず返却いたしませんので、ご了承願います。〕

5 貸付額

貸付限度額は 600 万円、最低貸付額は 100 万円、貸付額の単位は 10 万円です。

* 貸付額は、地震発生月の前 1 年間（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）に労災診療費として請求した額の 80% の 5 倍以内とします。例えば、最低貸付額 100 万円を借り入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低 25 万円となります。

* なお、借入申込が多数の場合は、多くの医療機関の皆さまにご利用いただくため貸付額を変更することがあります。

6

貸付利率

貸付金の利率は、当センターが実施する令和8年度長期運転資金貸付（通常貸付）と同一とします。

* 財政融資資金法に基づく、令和8年10月1日現在の貸付金利率（年利）（固定金利）とします。ただし、財政融資資金法に基づく貸付金利が1.0%を下回る場合は、1.0%とします。

7

償還期間

貸付金の返済期間は**7年以内**とします。

なお、返済に当たって、**2年以内の据置期間**（据置期間は返済期間に含む。）を設けることができます。据置期間中は無利子です。

8

貸付決定

ご提出いただいた書類を確認した結果、下記のいずれかに該当する場合は、貸付をお受けいただくことはできません。

- 直近2期連続で赤字の場合
- 直近決算が債務超過の場合
- 税金の未納がある場合

9

貸付契約締結

貸付の決定結果は11月中旬を目途に郵送にてお知らせします。

「金銭消費貸借契約書」及び「印鑑証明書」のご提出により貸付に関する契約を締結いただきます。（※保証人・担保は必要ありません）

10

貸付金振込日

令和8年12月25日（金）

11

貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、当センターと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年 10% の割合（365 日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

**お申込みは、令和 8 年 9 月 2 8 日（月）から同年 10 月 2 3 日（金）。
令和 8 年 10 月 2 3 日（金）必着です。**

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和 8 年 9 月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5521

年 月 日

長期運転資金借入申込書

令和8年熊本地震により被災した労災診療補償保険支援契約者に対する長期運転資金貸付金貸付規程第8条の規定により、下記の金額の借入を申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の使途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月 ・ 不要)

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名 印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名 _____

電話番号 _____

【同封する提出書類チェック】 同封していただく提出書類に漏れが無いかご確認ください。

☐ 被災状況(別紙) (罹災証明書の写の貼付でも可)

〈法人の場合〉

☐ 決算書(直近2期分) ☐ 納税証明書(その3の3)

〈個人事業主(青色申告)の場合〉

☐ 確定申告書(直近2期分) ☐ 青色申告決算書(直近2期分) ☐ 納税証明書(その3の2)

〈個人事業主(白色申告)の場合〉

☐ 確定申告書(直近2期分) ☐ 収支内訳書(直近2期分) ☐ 納税証明書(その3の2)

令和 8 年熊本地震による被災状況

1 被災状況

○ 建物・設備等の被災状況をご記入ください。

(1 被災状況欄は罹災証明書 (写) の貼付でも可)

2 診療再開予定年月日

診療を中止している医療機関にあっては、再開予定年月日をご記入ください

令和 年 月 より再開

病院又は診療所名

代表者の氏名

○令和 8 年熊本地震により被災した労災診療補償保険支援契約者に対する長期運転資金貸付金貸付事業規程

〔 令和 8 年 9 月 9 日 〕
規 程 第 1 0 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）が行う労災診療補償保険支援事業規程（平成 25 年 2 月 28 日規程第 1 号）（以下「支援規程」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に定める長期運転資金貸付金貸付事業について、令和 8 年熊本地震により被災した支援規程第 2 条に定める契約者（支援規程第 21 条第 1 項による場合を除く。以下「契約者」という。）に対し、長期運転資金の貸付を行うにつき、その具体的な実施の方法を定めることを目的とする。

第 2 章 貸付内容

(貸付の対象者)

第 2 条 令和 8 年熊本地震により被災した契約者に対する長期運転資金の貸付を受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法第 118 号）の適用市町村に所在し、被災した契約者のうちセンターの理事長（以下「理事長」という。）との間で、支援規程に定める支援契約（以下「支援契約」という。）の締結後 1 年以上を経過している者とする。ただし、今後診療再開の見込みのないものは対象外とする。

(貸付金の使途)

第 3 条 長期運転資金は、令和 8 年熊本地震により被災した契約者の経営の復旧のために必要な資金として貸付けるものとする。

(貸付額)

第 4 条 長期運転資金の貸付額及び限度額は、労災診療補償保険支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、理事長が定める額とする。

(貸付利率)

第 5 条 長期運転資金の貸付利率は、令和 8 年度長期運転資金貸付（通常貸付）における貸付契約月の 1 日における財政融資資金法に基づく貸付金利率（年利）（固定金利）とする。

(償還期間)

第 6 条 長期運転資金の償還期間は、7 年以内とする。ただし、希望により 2 年以内の据置期間（償還期間に含む。）を設けることができる。この場合における据置期間中は無利子とする。

2 長期運転資金貸付金貸付事業規程（平成 6 年 8 月 3 日規程第 6 号）（以下「貸付規程」という。）により既に長期運転資金を借入中の契約者であって、貸付規程第 13 条により償還している者のうち、第 2 条に規定する地域に所在する契約者に対しては、申出により希望する月より 2 年以内の償還猶予期間を設けることができる。この場合における猶予期間中は無利子とする。

(保証人等)

第 7 条 長期運転資金の貸付に当たっては、保証人及び担保は必要ないものとする。

第 3 章 貸付手続

(借入の申込)

第 8 条 長期運転資金借入の申込をしようとするときは、長期運転資金借入の申込書を理事長に提出するものとする。

(貸付予定者の選定)

第 9 条 理事長は、借入申込者のうち、次の各号のすべてに該当する者を、借受資格を有する者として選定する。

- (1) 第 2 条に規定する貸付対象者であること。
- (2) 貸付金を経営の復旧のために使用する者であること。
- (3) 貸付金の返済が確実にできる者であること。

2 理事長は、前項の規定により認定した者の中から、貸付資金等を考慮して貸付予定者を選定するものとする。

(貸付の決定)

第 10 条 理事長は、前条の規定により選定した貸付予定者について、貸付の決定を行うものとする。

- 2 貸付の決定を行うにあたっては、貸付額、償還期間及び据置期間、貸付利率、その他の貸付条件を決定する。
- 3 理事長は、貸付の決定を行ったときは、第 1 項で決定した貸付決定者に対し、前項で定める貸付条件等について、書面により通知する。

(契約の締結)

第 11 条 理事長は、前条第 3 項に規定する通知内容に従い、貸付決定者と資金の貸付に関する契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約は、金銭消費貸借契約書により行うものとする。

(資金の交付)

第 12 条 理事長は、金銭消費貸借契約を締結したときは、長期運転資金貸付金の振込に関する通知書を貸付決定者に送付し、契約者が支援契約に係る申込書において指定した金融機関の口座に長期運転資金の貸付額を振込むものとする。

第 4 章 貸付金の管理及び回収

(償還方法)

第 13 条 償還方法は、元利均等とし、契約者がセンターとの間に労災診療被災労働者援護契約（以下「援護契約」という。）を締結している場合にあっては、労災診療援護貸付金の貸付金額（以下「援護貸付額」という。）から控除する。

2 前項の援護貸付額が当該月の償還額に満たない場合には、その満たない額を長期運転資金貸付金の返済請求書により請求し、返済させるものとする。

3 契約者が援護契約を締結していない場合には、長期運転資金貸付金の返済請求書により請求し、返済させるものとする。

(繰上償還)

第 14 条 理事長は、第 12 条により長期運転資金の振込みを受けた者（以下「借入者」という。）から繰上償還の申出があった場合には、借入者に対し、繰上償還をさせることができる。

(期限の利益の喪失)

第 15 条 理事長は、借入者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに期限の利益を消失させ、直ちに債権の弁済を求めるものとする。

- (1) 元利金を約定どおりに支払わなかったとき。
- (2) 他の債権者から競売、強制執行（仮差押え、仮処分を含む。）をうけたとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算等の申立をされたとき、又は自らしたとき。
- (4) 小切手又は手形につき不渡りを出したとき。
- (5) 支援契約が解約又は解除されたとき。
- (6) その他、金銭消費貸借契約及び本規程に違反したとき。

2 理事長は、前項により償還を求めるときは、借入者に対し、長期運転資金貸付金の返還請求書により償還を求めるものとする。

(充当の指定)

第 16 条 借入者がセンターとの間に援護契約を締結している場合であって、前条第 2 項の規定により償還を求めたにもかかわらず、指定期日までに償還がなく、遅延が生じた場合には、理事長は、適当と認める順序方法により援護貸付額又は援護契約に基づき代理受領している額から控除して償還に充てることができる。

(延滞損害金)

第 17 条 理事長は、借入者が約定による債務を履行しなかったときは、償還すべき元金に対し年 10 パーセントの割合（365 日の日割計算）の延滞損害金を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災事変その他やむを得ない事由により債務の償還を行うことができなかったと理事長が認めた場合には、延滞損害金の全部又は一部の徴収を免除することができる。

第 5 章 雑 則

(届出事項の変更)

第 18 条 借入者は、病院等の住所、名称及び代表者の氏名等届出事項に変更があったときは、直ちに理事長に通知するものとする。

2 前項の届出を怠ったため、理事長からなされた通知又は送付した書類等が延着又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(報告及び調査)

第 19 条 借入者は、財産、経営及び業況について理事長から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便益を提供しなければならない。

(管轄裁判所)

第 20 条 この規程に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、本事業の運営に関し重要な事項は、運営委員会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。

2 本規程で使用する様式は「長期運転資金貸付金貸付事業規程」に基づいて実施する長期運転資金貸付において使用する様式を準用する。なお、その場合において各様式の「長期運転資金貸付金貸付事業規程」は「令和 8 年熊本地震により被災した労災診療補償保険支援契約者に対する長期運転資金貸付事業規程」と読み替える。